

議員提出第 10 号

令和 4 年 9 月 28 日

私立高校への公費助成に関する意見書

地方自治法第 109 条及び安曇野市議会会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり提出する。

安曇野市議会

議長 平 林 明 様

提出者

安曇野市議会福祉教育委員会

委員長 林 孝 彦

宛 先

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

長野県知事

長野県総務部長

私立高校への公費助成に関する意見書（案）

私学は独自の建学の精神に基づき、個々の生徒の個性を育むことによって、学習・文化活動、スポーツ、地域への貢献等に大きな成果を上げております。しかしながら、私学助成の主体をなす国からの補助金は一定の前進はみられるものの、生徒減少期の現在、私立高校の経営は極めて厳しいものとなっております。平成22年度に「高等学校就学支援金」政策が実施され、私学に通う生徒にも「就学支援金」が支給され、昨年度からは年収590万円未満の世帯で授業料無償化が実現しました。しかし、就学支援金の加算対象から外れてしまう年収590万円を超える世帯では、590万円未満の世帯と約30万円の学費負担の差があり、保護者の多くは公立と私学では学費の差は大きいと実感しているところであります。

多様なカリキュラムを持つ私学は、子どもたちに大きな夢と可能性を与えてくれています。その夢を経済的理由で諦めさせることは、保護者の立場からしますと断腸の思いであります。

公教育の一翼を担う私学振興のために、さらに一層のご理解ご支援を賜りたく、下記事項について実現されるよう要望するものであります。

記

- 1 私立高校への就学支援金制度の拡充並びに経常費補助の増額を行うこと。
- 2 私立高校の教育条件改善のために施設、設備費の補助を行うこと。
- 3 私立高校の保護者負担を軽減するため学納金の補助を行うこと。

よって、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和4年 月 日

（送付先）内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・文部科学大臣

安曇野市議会議長 平林 明

私立高校への公費助成に関する意見書（案）

長野県の私立高校は、独自の建学の精神に基づき、個々の生徒の個性を育むことによって、学習・文化活動、スポーツ、地域への貢献等に大きな成果を上げております。しかしながら、私学助成の主体をなす県からの補助金は一定の前進はみられるものの、生徒減少期の現在、私立高校の経営は極めて厳しいものとなっております。平成22年度に「高等学校就学支援金」政策が実施され、私学に通う生徒にも「就学支援金」が支給され、昨年度からは年収590万円未満の世帯で授業料無償化が実現しました。しかし、就学支援金の加算対象から外れてしまう年収590万円を超える世帯では、590万円未満の世帯と約30万円の学費負担の差があり、保護者の多くは公立と私学では学費の差は大きいと実感しているところであります。

多様なカリキュラムを持つ私学は、子どもたちに大きな夢と可能性を与えてくれています。その夢を経済的理由で諦めさせることは、保護者の立場からしますと断腸の思いであります。

公教育の一翼を担う私学振興のために、さらに一層のご理解ご支援を賜りたく、下記事項について実現されるよう要望するものであります。

記

- 1 私立高校への就学支援金制度の拡充並びに経常費補助の増額を行うこと。
- 2 私立高校の教育条件改善のために施設、設備費の補助を行うこと。
- 3 私立高校の保護者負担を軽減するため学納金の補助を行うこと。

よって、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和4年 月 日

（送付先）長野県知事・長野県総務部長

安曇野市議会議長 平林 明